

営業の状況〔貸出業務〕

貸出金業種別内訳

単位:百万円、%

業 種 別	平成17年9月期		平成18年9月期		平成19年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	30,184	6.8	31,026	7.1	34,740	7.8
農 業・林 業・漁 業・鉱 業	3,493	0.8	3,614	0.8	3,509	0.8
建 設 業	47,595	10.7	43,882	10.0	41,460	9.3
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	3,441	0.8	4,170	1.0	4,688	1.1
運 輸・情 報 通 信 業	10,123	2.3	11,082	2.5	11,498	2.6
卸 売・小 売 業	54,171	12.1	51,651	11.8	51,179	11.5
金 融・保 険 業	26,878	6.0	29,524	6.7	35,267	8.0
不 動 産 業	47,634	10.7	47,799	10.9	51,216	11.6
各 種 サ ー ビ ス 業	67,113	15.0	65,537	15.0	66,689	15.0
地 方 公 共 団 体	28,350	6.3	28,587	6.5	28,736	6.5
そ の 他	127,384	28.5	121,597	27.7	114,192	25.8
合 計	446,366	100.0	438,470	100.0	443,175	100.0

貸出金使途別残高

単位:百万円、%

区 分	平成18年9月期		平成19年9月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	190,811	43.5	187,832	42.4
運 転 資 金	247,659	56.5	255,343	57.6
合 計	438,470	100.0	443,175	100.0

貸出金担保別残高

単位:百万円

種 類	平成18年9月期	平成19年9月期
有 価 証 券	1,344	1,263
債 権	18,517	16,389
商 品	—	—
不 動 産	111,726	111,829
そ の 他	108	183
計	131,698	129,666
保 証	254,476	254,384
信 用	52,295	59,124
合 計	438,470	443,175
(うち劣後特約付貸出金)	(—)	(—)

支払承諾見返担保別残高

単位:百万円

種 類	平成18年9月期	平成19年9月期
有 価 証 券	—	—
債 権	349	277
商 品	—	—
不 動 産	2,367	1,905
そ の 他	—	6
計	2,716	2,190
保 証	7,536	6,843
信 用	30	31
合 計	10,283	9,065

貸倒引当金残高

単位:百万円

区 分	平成18年9月期	平成19年9月期
一 般 貸 倒 引 当 金	1,724	1,459
個 別 貸 倒 引 当 金	2,575	2,470
合 計	4,299	3,930

貸倒引当金前期比増減

単位:百万円

区 分	平成18年9月期 (前期比増減)	平成19年9月期 (前期比増減)
一 般 貸 倒 引 当 金	△46	△265
個 別 貸 倒 引 当 金	△511	△105
合 計	△558	△369

貸出金償却額

単位:百万円

	平成18年9月期	平成19年9月期
貸 出 金 償 却	452	223

リスク管理債権

単位:百万円

銀行法及び銀行法施行規則に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」をリスク管理債権として開示しております。

区 分	平成18年9月期	平成19年9月期
破 綻 先 債 権 額	2,086	1,532
延 滞 債 権 額	13,873	13,842
3ヵ月以上延滞債権額	335	379
貸出条件緩和債権額	8,457	4,390
合 計	24,752	20,145

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。